

小学生を対象とした民法学習の授業構成

大学院社会文化科学研究科 社会文化学専攻

宮本 あゆは

法教育とは

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法務省HPより）

「民法〇〇条を勉強しよう！」というような具体的な条文についての教育を指しているものではなく、法の考え方や新しい法を創る教育が具体的にあげられる。

研究の方法：授業開発研究

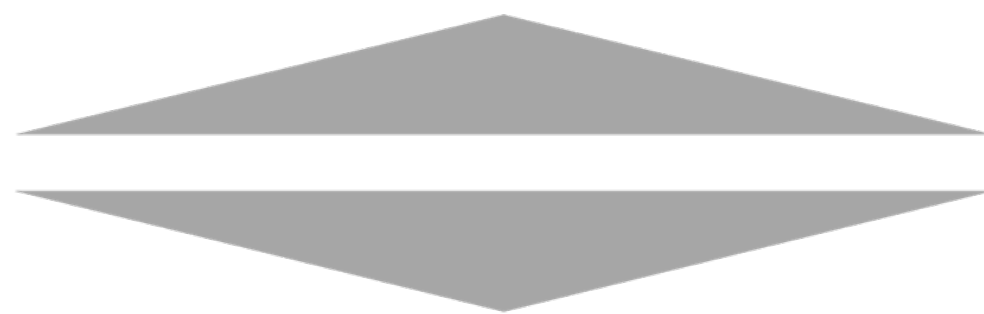
日本の社会科教育学の領域では、

- ①授業を構成する原理を明らかにし、それらが授業として応用できる原理であることを検証する研究手法
- ②これらの授業を通して子どもがどのように認識を変容させるかを示す研究手法が一般的である。

先行研究によって得られた成果

初等教育における法教育に関して

アメリカ法教育を基にした憲法学習の授業構成原理やその接続期のアプローチは体系化されてきている。



課題

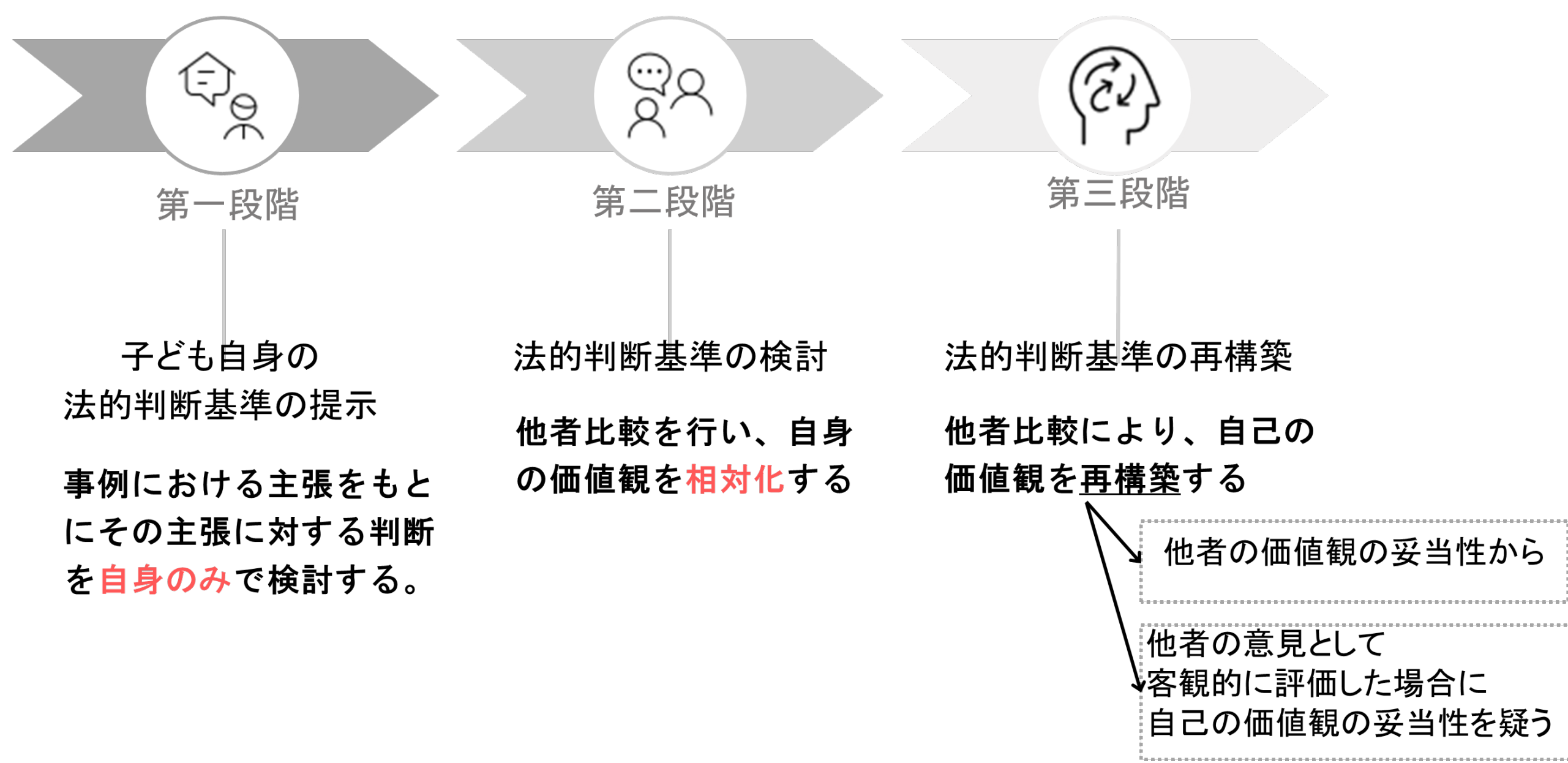
憲法学習以外の
授業開発研究

憲法学習以外の
授業構成原理の
開発

それらの社会科教育
における位置付け



2-1：児童が持つ法的判断基準を再構築する授業構成原理



※具体的な授業内容について知りたい方は、ぜひお声がけください。

産業界へのアピールポイント

この研究領域では、まだ産学連携の例は少ないが、

- ①人の認識がどのように変容するのかという点に踏み込んでいる点
- ②企業の活動において多く接する私法の学習に踏み込んでいる点

これらの点については、教育学が今後大きく貢献できる点であると考えている。

優位性

法教育/社会科教育学の領域において、民法分野の教育はまだ明らかになっていないことも多い。また、高等学校、中学校、小学校と校種が下がるにつれてその傾向は強まる。現在「今ある法を基にどのように判断するか」あるいは「今ある法と照らし合わせて正しいかどうか」の方法論を教えるという、よく見られる教育方法と比較して、本研究では「今現状の自分自身がどのように判断するか」を検討することを通して「法を守るだけの市民」ではなく「法を創り、変えていく市民」を育成するという点に優位性がある。

引用文献

法務省HP「法教育」 ([法務省：法教育](#)) (最終閲覧日：2024年11月1日)